

●生活習慣病管理料（Ⅰ）・（Ⅱ）について

厚労省は令和6年6月1日に診療報酬を改定し、これまで診療所で算定してきた「特定疾患管理料」を廃止し、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行するよう指示がありました。

この度の改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」へ初回だけ署名（サイン）を頂く必要があります。

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者様が対象です。

また患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方や28日以上 of 長期の投薬を行う場合がございます。

●外来感染対策向上加算について

当院では下記の院内感染防止対策に取り組んでいます。

- ・院内感染管理者（院長）を配置し、職員一同で院内感染対策に取り組んでいます。
- ・感染防止対策業務指針及び手順書を作成し、職員全員がそれに従い院内感染対策に取り組んでいます。
- ・職員全員に対し年2回院内研修を実施し、感染防止に対する知識向上に取り組んでいます。
- ・感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- ・提携病院又は医師会と感染対策連携を取っております。

●医療DX推進体制整備加算について

当院では医療DX推進の体制に関する事項および質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、それを活用して診療を行っています。

【当院での取り組み】

- ・オンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・医師が電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室、手術室、処置室等において閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・電子処方箋を発行する体制を有しています。（今後、導入予定）
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用について、実績を一定程度有しています。
- ・医療DX推進の体制に関する事項および質の高い診療を実施するための十分な情報を取

得し、活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示しています。